

平成17年第2回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成17年7月29日 午後1時58分開会  
平成17年7月29日 午後3時10分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 県民局会議室

3 出席議員

議 員	近 藤 康 雄
議 員	亀 井 利 克
議 員	木 戸 口 眞 澄
議 員	新 宅 孝 嗣

4 欠席議員

議 員	井 上 哲 夫
議 員	伊 藤 允 久
議 員	服 部 忠 行
議 員	林 道 郎

## 議会定例会出席議事説明者

### 執行部側

管 理 者	水 谷 元
収 入 役	山 下 卓 司
事 務 局 長	宇佐美 明 保
事務局総務課長	山 下 弘 文
事務局徴収課長	柏 木 浩 朗

### 議会事務局側

書記長徴収課主査	島 谷 道 久
書記徴収課主事	佐 波 洋 人

## 平成17年第2回三重地方税管理回収機構議会

### 定例会議事録

事務局長（宇佐美明保君） 「それでは、機構議会定例会を始めさせていただきます。今日、ご案内の通り服部議長、欠席でございます。したがいまして、今日、副議長の亀井名張市長に議長代理をしていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。議長席の方へよろしくお願い致します。」

亀井利克議員 「はい。」

事務局長（宇佐美明保君） 「それでは、平成17年度三重地方税管理回収機構第2回議会定例会を開催致します。開催にあたり、機構管理者水谷元よりご挨拶を申し上げます。」

管理者（水谷元君） 「改めまして、機構議会定例会の前に機構管理者として、ご挨拶申し上げます。本議会定例会への議事提案は、専決処分の承認事項、平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について、監査委員の選任についての5提案でございます。

ご承知のとおり、平成16年度の市町村合併により構成団体が減少し、機構の財源である市町村負担金の問題と派遣職員の問題は、本機構運営の課題であります。本機構の目的は、市町村から引受けた移管事案を最終処理機関として滞納処分を行ない、累積する市町村税の滞納税額を縮減することにあります。

平成16年度の本機構徴収実績額は、6億3,519万円となり、当初目標額の3億4,000万円を大幅に更新し、差押え件数も896件を処理するなど滞納処分の強化を図りました。その結果、強制徴収した換価額が、1億3,160万円となり、機構の迅速な滞納処分の成果がでたものであります。設立1年目にして、徴収実績額で成果をだした要因は、

機構職員が本気になって徴収業務に精励した結果であります。

しかし、本機構職員だけが努力しても累積した滞納額は縮減できるものではありません。機構ができる滞納処分は、市町村でも可能であり、機構の徴収に関する手法を参考に、各市町村も本気になって徴収知識・技術を底上げすることが必要と考えます。今後も県・市町村・機構が累積する滞納額の縮減に向けて、更なる連携強化をすることが必要と考えておりますので、ご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げますので、ご挨拶といたします。」

事務局長（宇佐美明保君） 「では、議長よろしく申し上げます。」

議長（亀井利克議員） 「はい。では、先ほど事務局の方からご紹介いただきました通り、服部議長が全国町村長協議会に出席の為、地方自治法第106条第1項により、副議長の亀井が議長の職務を代理しますので、お願いを致します。それでは、議会定例会に入らせて頂きます。

ただいまの出席議員は4名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。これにより、平成17年第2回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会致します。

それでは、本日の会議に入ります。始めに、本定例会の書記として、島谷道久徴収課主査、佐波洋人徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させます。

次に日程に先立ち、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、これは本機構水谷元管理者をはじめ、お手元にお配りしてある「報告」に記載のとおりであります。

次に、議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第60条の規定により、新宅議員、木戸口議員を指名致します。

次に、議事日程第2、会期の件を議題と致します。お諮りを致します。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思います。

これにご異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「ご異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

報告第1号、専決処分の承認を求める件について、議題と致します。

執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。報告第1号について、報告いたします。

専決処分の承認について。

三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立を行ったところ、第三債務者より異議申立てがあり民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立の時に訴えの提起があったものとみなされ通常訴訟へ移行されるため、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので報告をして承認を求める。事件、平成17年（八）第10号取立金請求事件（宇陀簡易裁判所平成17年（口）第13号支払督促事件）、訴訟手続き等委任事項、機構顧問楠井弁護士に対して訴訟委任状を提出、経過報告しますと、平成17年6月7日（火）和解が成立し、平成17年8月分給料より、20,000円の納付を頂きます。以上です」

議長（亀井利克議員） 「はい。ただいまの説明について、ご質疑ございませんか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。」

議長（亀井利克議員） 「はい。事務局長」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。若干補足説明をしたいと思えます。先ほど言いました様に、この訴訟は第1回機構議会が2月8日に開催されましたが、その後に提出されたものでございます。支払い督促の申し立てが、平成17年2月18日で行われました。したがって、この7月機構議会定例会が一番直近の議会ということになります。専決処分にした理

由は、異議申し立てが平成17年3月10日になされ、異議申し立てより通常訴訟へ移行することから、管理者報告を行い通常の出立て訴訟ということになりました。先ほどの、経過報告で平成17年6月7日に和解が成立して、平成17年8月分から支払いを受けることとなりましたので、よろしくご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。」

議長（亀井利克議員） 「はい。ご質疑をお受け致したいと思いません。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「はい。質疑なしと認めます。これにより、報告第1号について直ちに採決を致します。本件は、執行部原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「異議なしと認めます。よって報告第1号、専決処分の承認を求める件については、承認されました。」

次に日程第4、議案第1号、平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について、を、議題と致します。執行部側から、議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第1号について、報告致します。平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について。平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入の収入済額は1億9,626万7,434円、歳出の支出済額は、1億6,096万8,129円であります。実質収支額は3,529万9305円となりました。以上です。」

議長（亀井利克議員） 「はい。次はこの提出議案につきまして執行部側から説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。議案第1号について、説明を致します。先ほど全員協議会にて、決算の詳細につきましてはご説明を申し上げます。」

ましたので、概略についてご説明を致します。決算書をご覧頂きたいと思いますが、山下総務課長より説明をしまして、1ページの決算書を見て頂きたいと思います。重複致しますが、収入済額の合計、1億9,626万7,434円、2ページの支出済額は1億6,096万8,129円であります。歳入歳出の差額として3,529万9,305円は、次年度へ繰越となりました。3ページ、4ページの事項別明細をご覧頂きたいと思います。これにつきましても、分担金及び負担金では、当初1006件規模の事案引受を想定していましたが、結果的に引受件数が756件となり、250件分少ないということから、5,000万円を精算として市町村へお返しを致しました。この理由により、収入が減ったということでございます。次に、支出の内容でございますが、5ページ、6ページをご覧頂きたいと思います。これにつきましても、詳細に山下総務課長よりご説明がございましたので、若干省いて説明致したいと思います。収入が思ったよりも少なかったのですが、支出も少なく、したがって、3,500万円余の剰余金が発生しました。この理由は、機構職員の人件費の関係で、市町村派遣職員の平均年齢が32歳ということで、人件費を抑制したことも要因となっています。議会費の不用額が46万5,000円余り、総務費は7,470万8千円余りの不用額、賦課徴収費としまして、2,820万1千円余りの不用額ということになりました。9ページのように、実質収支額が3,529万9,305円となりました。この分につきましては繰越金として活用したいと考えております。よろしくご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。」

議長（亀井利克議員） 「はい。続いて、監査委員から審査意見の報告を願います。永合代表監査委員療養中によりまして、監査事務職員より報告を求めます。はい。柏木監査事務書記長。」

監査事務書記長（柏木浩郎君） 「はい。報告致します。議案書の5ページをご覧下さい。平成17年6月17日に決算審査を実施しました。決算審査対象は、平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算書、同実質収支に関する調書及び同財産に関する調書を審査対象と致しました。審査の方法は、決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書に示された決算計数について、正否を精査・確認するとともに、関係職員から聴取し、審査を行いました。総括的意見としましては、地方自治法第233条第2項の規定

に基づき、審査に付された平成16年度一般会計歳入歳出の執行状況等については、いずれも所定の様式に準拠して作成されており、その計数も関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを確認致しました。以上、ご報告申し上げます。」

議長（亀井利克議員） 「はい。それでは、ただいま説明のあった議案第1号について、ご質疑はございませんか。」

全員 「質疑なし。」

議長（亀井利克議員） 「はい。質疑なしと認めます。それでは、議案第1号について、採決を致します。本案は執行部原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、これを承認することに決しました。次に議事日程第4議案第2号三重地方税管理回収機構に係る、負担金の額について、を、議題と致します。執行部側から、議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第2号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について。三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づき、平成18年度本機構の経費に充てる関係市町村の負担額については、下記のとおりとする。1、均等割額、平成18年4月1現在の関係市町村1団体につき10万円。2、処理件数割額、17万円に平成18年度に本機構が引き受けた事案の件数を乗じて得た額。3、徴収実績割額、平成16年度機構による徴収実績額に10%を乗じて得た額。提案理由、三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づき、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について定める必要がある。以上でございます。」

議長（亀井利克議員） 「はい。それでは、ただいま提出の議案につき、執行部側から説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、ご説明申し上げます。本案は、平成18年度の本機構の経費に充てる、関係市町村の負担額を定めるものです。三重地方税管理回収機構に係る負担金に関しては、機構規則において人口階層による基準処理件数が定められておりますが、均等割額、処理件数割額の単価額及び徴収実績割額の率は、機構議会の議決を経て決定するものです。平成18年度市町村負担金の均等割額として1団体10万円、処理件数割額として1件当たり17万円の負担額を考えております。また平成18年度から導入する徴収実績割額は、平成16年度の徴収実績額に10%を乗じて得た額を、徴収した関係市町村に負担金をしていただきます。この平成18年度市町村負担金の見直しは、県内市町村の代表者11名からなる機構運営検討会を設置し、3回の協議を行い、その検討結果として、徴収実績割額の導入に伴い、市町村負担金を緩和する処置として、処理件数割額1件当たり20万円を17万円に減額する事で合意が得られました。本機構議会定例会に提案を致しましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。」

議長（亀井利克議員） 「はい。それでは、議案第2号、平成18年度三重地方税管理回収機構にかかる負担金の額について、ご質疑はございませんか。」

近藤康雄議員 「はい、議長。」

議長（亀井利克議員） 「はい。近藤議員」

近藤康雄議員 「一つ、質問です。16年度の実績でいいですけども、それぞれの市町村が委託をした事案で、1件当たり一番小さい（滞納金額）額は、いくらですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「移管事案の金額ですか。」

近藤康雄議員 「1件当たり、一番細かいので、いくらですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「20万円を下回っている事案ですね。」

近藤康雄議員 「ないのですか。あるのですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「あります。」

近藤康雄議員 「その辺が聞きたい。」

事務局長（宇佐美明保君） 「費用対効果の面からですが、例で申し上げますと、移管事案5件としますと、1件につき20万円で100万円の負担額となります。1件当たり20万円以下の事案を含めて100万円を超える事案を出して上乘せする移管方法をしている市町村もあります。」

近藤康雄議員 「移管事案が一番小さいので、いくらぐらいで頼んでいるのですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「20万円未満の額は分かりませんが、20万円未満の移管件数は18件ございます。」

近藤康雄議員 「そうですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「移管事案の平均滞納額は、1件当たり400万円を超えております。」

近藤康雄議員 「まあまあ、それはいいんだけどね。20万円未満18件ですね。」

近藤康雄議員 「処理件数割額が17万円に下げたからといって、解消される話ではないですね。17万円は別の考え方で17万円になったのですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「17万円に下げた理由は、平成18年度に徴収実績割を導入することにより市町村の負担が増えることから、1件当たり20万円を17万円に下げる緩和措置を運営検討会の中で議論を行ないました。3万円を下げると収入全体では、2,820万円の減収となります。しかし、徴収実績割額の導入でかなりの増収になります。」

議長（亀井利克議員） 「よろしいですか。」

新宅孝嗣議員挙手

議長（亀井利克議員） 「はい。新宅議員」

新宅孝嗣議員 「ちょっと、お尋ねしたいのですが。これからも市町村合併が進んで、一団体当たり10万円の均等割額も減ることになり、収入に影響するのでは。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。来年18年4月には29市・町になり、均等割額は減収しますが、徴収実績割額の導入により影響はありません。」

議長（亀井利克議員） 「他にございませんか。はい。それでは、質疑なしと認めます。これにより、議案第2号平成18年度三重地方税回収機構に係る負担金の額について、採決を致します。執行部原案のとおり決することに異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「はい。異議なしと認めます。よって、議案第2号、平成18年度三重地方税管理回収機構に係る負担金の額については、原案のとおり可決されました。次に日程第4、議案第3号平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について議題と致します。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第3号について、報告いたします。平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について、平成17年度三重地方税管理回収機構の一般会計補正予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ22,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,769千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。提案理由、平成16年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算において、歳計剰余金が発生し、一旦、繰越金として補正予算に組み入れたい。以上です。」

議長（亀井利克議員） 「はい。ただいまの提出議案について執行部側から説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。議案第3号、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について説明致します。先ほどもご説明を致しましたが平成16年度決算において、歳計余剰金が発生を致しました。平成17年度一般会計補正予算として22,539千円を計上致しております。このことにつきましては、平成17年度当初予算で1,276万円の繰越金を想定しておりますが、それを上回る余剰金の発生がありました。したがって、繰越金22,539千円を追加予算として計上致しました。以上でございます。」

議長（亀井利克議員） 「それでは、議案第3号、平成17年三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について、ご質疑はございませんか。」

全員 「質疑なし。」

議長（亀井利克議員） 「質疑なしと認めます。これにより、議案第3号、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算について、採決を致します。執行部原案のとおり、決することにご異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「異議なしと認めます。よって、議案第3号、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。次に日程第4、議案第4号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について、議題と致します。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第4号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構の監査委員の選任について。三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第11条第2の規定によって、議会の同意を求める。氏名、林道郎、勢和村村長。以上です。」

議長（亀井利克議員） 「はい。ただいま提出の議案について執行部側から説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい。議案第4号について説明申し上げます。ご承知の通り、この平成17年2月14日に市町村合併がございまして、本機構の監査委員でありました旧大内山村長小倉監査委員は、失職となりました。前小倉監査委員の後任として、林機構議員、勢和村村長でございますが、機構規約第11条第2項に基づいて、監査委員の選任の同意について上程を致しました。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（亀井利克議員） 「ただいまの説明について、ご質疑ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「質疑なしと認めます。これにより、議案第4号について、直ちに採決を致します。本件は、執行部原案のとおり同意することにご異議ございませんか。」

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長（亀井利克議員） 「はい。異議なしと認めます。よって議案第4号については、これを同意することに決しました。以上をもちまして、今、定例会に付議されました案件は、全て議了致しました。よって、平成17年第2回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会致します。ご協力、誠にありがとうございました。」